

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 中小企業等経営強化法の一部改正

### 一 目的

この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

### 二 用語の定義

- 1 「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする事。
- (1) 新規中小企業者
- (2) 中小企業者等であつて、事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人(①に掲げる者を除く。)

(3) 中小企業者等であつて、設立の日以後の期間が五年未満の会社（(1)に掲げる者を除く。）

(4) 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、情報処理に関して経済産業省令で定めるもの（(1)に掲げる者を除く。）  
（第二条第五項関係）

2 「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることとする事。

（第二条第八項関係）

3 「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者

との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることとする。

(第二条第十六項関係)

### 三 基本方針において定めるべき事項の追加

(第三条第二項関係)

1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項、社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項並びに社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項を追加すること。

2 中小企業が単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項として、自然災害等が発生した場合における対応手順、事業継続力強化に資する設備等、事業活動を継続するための資金の調達手段、親事業者(下請中小企業振興法第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力、事業継続力強化の実効性を確保するための取組その他事業継続力強化に資する対策及び取組を追加すること。

3 複数の中小企業が連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項として、連携事業継続力強化における連携の態様、連携事業継続力強化に資する設備等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力及び連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組を追加すること。

4 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項を追加すること。

#### 四 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定等

新規中小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができるものとし、認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画（以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓について、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）による社外高度人材活用新事業分野開拓促進業務及び課税の特例を措置するものとする。

(第八条から第十三条まで関係)

## 五 事業継続力強化計画作成指針

経済産業大臣は、事業継続力強化に関する計画（以下「事業継続力強化計画」という。）及び連携事業継続力強化に関する計画（以下「連携事業継続力強化計画」という。）の適確な作成に資するため、事業継続力強化計画作成指針を定めるものとする。

(第四十九条関係)

## 六 事業継続力強化計画の認定等

中小企業者は、事業継続力強化計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができるものとし、認定を受けた事業継続力強化計画（以下「認定事業継続力強化計画」という。）に従って行われる事業継続力強化（以下「認定事業継続力強化」という。）について、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法の特例及び中小機構による認定事業継続力強化に関する協力業務を措置するものとする。

(第五十条、第五十一条、第五十四条及び第五十六条から第五十八条まで関係)

七 連携事業継続力強化計画の認定等

複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その連携事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができるものとし、認定を受けた連携事業継続力強化計画（以下「認定連携事業継続力強化計画」という。）に従って行われる連携事業継続力強化（以下「認定連携事業継続力強化」という。）について、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法の特例及び中小機構による認定連携事業継続力強化に関する協力業務を措置するものとする。

（第五十二条、第五十三条及び第五十五条から第五十八条まで関係）

八 中小企業者の事業継続力強化への努力

中小企業者は、基本方針を勘案し、事業継続力強化に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（第五十九条関係）

九 中小企業者の事業継続力強化に資するための措置

国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他

の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に関する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第六十条関係)

## 十 報告の徴収

1 主務大臣は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業」という。）を行う者に対し、認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第七十七条第一項関係)

2 経済産業大臣は、認定事業継続力強化を行う者又は認定連携事業継続力強化を行う者に対し、認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第七十七条第五項関係)

十一 認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業における主務大臣について定めること。

(第七十九条第二項関係)

## 第二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

### 一 基本指針において定めるべき事項の追加

事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項を追加すること。

(第三条第二項関係)

### 二 事業継続力強化支援計画の認定等

1 商工会又は商工会議所は、その地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業（以下「事業継続力強化支援事業」という。）についての計画（以下「事業継続力強化支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出して、その事業継続力強化支援計画が適当である旨の認定を受けることができるものとし、認定を受けた事業継続力強化支援計画に従って行われる事業継続力強化支援事業について、中小企業信用保険法の特例及び中小機構による事業継続力強化支援事業に関する協力業務を措置するものとする。こと。

(第五条第一項、第九条及び第十条関係)

2 都道府県知事は、事業継続力強化支援計画を認定したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に当該認定をし

た旨を通知するものとする事。

(第五条第七項関係)

### 三 経営発達支援計画の認定等

1 商工会又は商工会議所は、関係市町村と共同して、小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする事。

(第七条第一項関係)

2 経済産業大臣は、経営発達支援計画の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならないものとする事。

(第七条第七項関係)

### 四 基盤施設計画の廃止等

基盤施設計画及び基盤施設計画に係る保証事業等を廃止するものとする事。

(改正前第七条から第十九条まで関係)

### 五 報告の徴収

都道府県知事は、認定事業継続力強化支援計画に係る事業継続力強化支援事業の実施状況について、

当該認定を受けた商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができるものとする。

(第十一条第一項関係)

### 第三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

#### 一 用語の定義

1 「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であった者として経済産業省令で定める要件に該当する者であつて、他の者に対して当該事業に係る事業用資産（土地及び土地の上に存する権利並びに建物その他の減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、事業を実施する上で必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の全部（当該事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、その有していた共有持分の全部。以下同じ。）の贈与をしたものとする。

(第三条第四項関係)

2 「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（以下「事業用資産受贈者」という。）又は当該事業用資産受贈者から当該事業用資産の全部を相

続により取得した個人である中小企業者であつて、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものとする事。

(第三条第五項関係)

二 個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等

1 旧個人事業者の推定相続人（兄弟姉妹及びこれらの者の子を除く。以下同じ。）及び個人事業後継者は、その全員の合意をもつて、書面により、当該個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるものとする事。

(第四条第三項関係)

2 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、当該個人事業後継者が合意の対象とした事業用資産の処分をする行為をした場合等に、当該個人事業後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならぬものとする事。

(第四条第五項関係)

三 個人事業後継者が取得した事業用資産以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

1 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、二1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、書面により、個人事業後継者が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産（当該事業用資産を除く。）の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるものとする。

（第五条関係）

2 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、二1の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該個人事業後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならないものとする。

（第六条第一項関係）

3 旧個人事業者の推定相続人及び個人事業後継者は、2の合意として、個人事業後継者以外の推定相続人が当該旧個人事業者からの贈与又は当該事業用資産受贈者からの相続により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができるものとする。

（第六条第二項関係）

#### 四 経済産業大臣の確認

二一の合意（三の合意をした場合にあつては、二一及び三の合意）をした個人事業後継者は、当該合意が当該旧個人事業者が営んでいた事業の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること等に該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができるものとする。

（第七条第二項関係）

#### 五 家庭裁判所の許可

二一の合意（三一又は三の合意をした場合にあつては、二一及び三一又は三の合意。以下同じ。）は、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずるものとする。

（第八条第一項関係）

#### 六 合意の効力の消滅

二一の合意は、旧個人事業者の生存中に個人事業後継者が死亡した等の事由が生じたときは、その効力を失うものとする。

（第十条関係）

#### 七 指導及び助言

中小機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧個人事業者、個人事業後継者その他の経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

(第十五条第二項関係)

#### 第四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

##### 一 中小機構の行う業務の追加

(第十五条関係)

1 中小機構は、社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するため、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受けた新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の借入れ及び当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行うものとする。

2 中小機構は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者の依頼に応じて、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

3 中小機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者の依頼に

応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

## 第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第六 附則

- 1 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。 (附則第一条及び第八条関係)
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。 (附則第二条から第七条まで関係)
- 3 関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第九条から第十二条まで関係)